

医政発 0831 第 19 号
健 発 0831 第 3 号
子 発 0831 第 9 号
令和 4 年 8 月 31 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】の策定について（周知）

平素より、厚生労働行政の運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 9 月 1 日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号。以下「標準化法」という。）第 8 条に基づき、地方公共団体が利用する地方公共団体情報システム（標準化法第 2 条第 1 項に規定する「地方公共団体情報システム」をいう。以下同じ。）は、標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する「基準」をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならぬこととされています。

また、健康管理に係る業務支援システムについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）¹において、「令和 4 年（2022 年）夏を目途に標準仕様書を作成する」こととされています。

今般、累次の健康管理システム等標準化検討会、健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】案に係る意見照会等を踏まえ、健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】を策定し、下記のとおり通知いたしますので、関係機関への周知徹底をお願いいたします。

¹ デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁 HP)
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>

記

1 健康管理システム標準仕様書【第1.0版】については以下のとおり。

【別添】健康管理システム標準仕様書【第1.0版】

- (別紙1) 業務フロー
- (別紙2—1) 機能・帳票要件
- (別紙2—2) 管理項目
- (別紙3) 帳票詳細要件
- (別紙4) 帳票レイアウト

※なお、当該仕様書一式は、当省HPにて公開しております。

(HPリンク) 標準仕様書(健康管理)

https://www.mhlw.go.jp/stf/kenkou_std.html

2 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件等の策定・公表について

標準化法第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号イ（電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項）に関して、標準化基準を実現するために必要なデータの項目、属性等及び標準化基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）と他の業務システムとの間でデータ連携するための要件、連携方式等を整理する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」、標準化法第5条第2項第3号ロ（サイバーセキュリティに係る事項）及びニ（イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準）に関して、標準準拠システムのセキュリティ要件等を規定する「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】」及び「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針」並びに、標準化法第5条第2項第3号ニ（イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準）に関して、標準準拠システムに必要な機能のうち、複数の標準準拠システムに共通する機能要件を規定する「地方公共団体情報システム共通機能に関する標準仕様書【第1.0版】」については、本日、デジタル庁及び総務省において策定・公表される予定となっております。

3 標準準拠システムへの移行に必要となる予算確保、システム調達等について

今後、政府は、標準化法第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標

準化の推進を図るための基本的な方針として、「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】」を作成し、デジタル庁は、標準化法第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号ハ（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項）に関する「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」を策定・公表する予定となっております。

健康管理システムを利用する地方公共団体におかれましては、住民サービスの向上及び事務の効率化を実現するため、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、既に策定・公表されている、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」と併せて、各種仕様書等をご確認いただき、予算確保、システム調達等の準備について適切にご対応いただきますようお願いいたします。

4 留意事項

今後とも根幹となる制度改正のほか、デジタル3原則に基づく業務改革（BPR）、技術の進化や施策の推進等により、各種標準仕様書に追加・変更すべき事項が生じる際には、健康管理システム標準仕様書を随時改定することとなりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

（参考）国等において策定・公表するその他の仕様書等

- ・ 地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】（令和4年9月以降）
- ・ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】
- ・ 地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】
- ・ 地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針
- ・ 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】（令和4年9月以降）
- ・ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】

※詳細については、それぞれの仕様書等を作成しているデジタル庁又は総務省へお問い合わせください。